

社団法人 渋谷法人会

女性部会のしおり



写真提供：渋谷区立松濤美術館

第12号 2011.6

部会長就任のあいさつ

この度女性部会長に就任いたしました石井でございます。

山崎部会長様の後任として、大変な重責を感じております。微力ではございますが、会員の皆様のご支援ご協力をいただきながら務めて参りたいと存じます。公益社団法人申請に向け、事業の公益性と透明性をより一層高め、部会活動の充実を図りながら、新たな時代に即した事業と地域に密着した活動を女性ならではのパワーをもって推進していきたいと存じます。

どうか宜しくお願いいたします。



部会長退任のあいさつ

この度女性部会長を退任いたしました。

2年間の重責を全うしえたのは、皆様方の絶大なるご支援と事務局のご指導のご芳情のおかげと心より深謝申し上げます。

後任には、石井副部会長が就任いたしましたので私同様に格別のお引き立てを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

まずは、お礼かたがたご挨拶させていただきます。ありがとう御座いました。



社団法人渋谷法人会女性部会の皆様には、日頃より税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、女性部会の皆様は、経理・税務に関する知識・資質の向上を図るための研修会並びに講演会を積極的に実施されてこられました。また、昨年11月に開催された「渋谷区く민의広場」では、「税金クイズ」や「花の配布」を通して納税意識の高揚のために取り組んでいただいております。さらには、「渋谷あやめの苑代々木」へのタオルなどの寄贈や介護をしている方々へのケアや情報交換を目的とした「エン

ジェルセミナー」の開催などの社会貢献活動に取り組まれておりますことに深く敬意を表します。

女性部会の皆様におかれましては、引き続き充実した事業活動を展開されますことをご期待申し上げますとともに、e-Taxの推進など税務行政へのなご一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、社団法人渋谷法人会女性部会の益々のご発展と部会員の皆様方のご健勝並びにご事業の繁栄を祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。

22年度 総会・役員会

4月15日 役員会

- 第11回女性部会通常総会について
- 女性部会のしおりについて
- 米沢法人会女性部会との姉妹会提携について

4月27日 第11回 通常総会

5月18日 役員会

- 米沢法人会女性部会との姉妹会提携について
- 今後の部会運営について
- 研修会・講演会について

6月15日 役員会

- 米沢法人会女性部会との姉妹会提携について
- 骨盤体操について
- 夏期ゼミナールについて
- 絵葉書コンクールについて
- ボウリング大会について

8月25日 役員会

- 米沢法人会との交流会について
- 青年部、女性部合同ゴルフコンペについて
- 税を考える週間行事について
- ボウリング大会について

9月15日 役員会

- 米沢法人会との交流会について
- 「く민의広場」について
- 副署長講演会及び意見交換会について
- ボウリング大会について
- 新春特別講演会と賀詞交歓会について
- 社会貢献「介護講演会」について

11月19日 役員会

- 女性部、青年部合同講習会について
- ボウリング大会について
- 新春特別講演会と賀詞交歓会について
- 社会貢献「介護講演会＝エンジェルズ」について
- 税務講習会について

平成23年

1月13日 役員会

- 新春特別講演会と賀詞交歓会の役割分担について
- エンジェルズセミナーについて
- 平成22年度 女性部会全体連絡会議の参加について
- 税務講習会について
- 第6回全国女性フォーラムみやぎ大会の参加について
- 第12回女性部会通常総会の日程、会場について

2月17日 役員会

- エンジェルズセミナーについて
- 税務講習会について
- 第12回女性部会通常総会について
- 新春特別講演会と賀詞交歓会の報告
- 女性部会のしおりについて

2月25日 平成22年度女性部会全体連絡会議

3月25日 役員会

- 女性部通常総会について
- 税務講習会について
- エンジェルズセミナーの報告

第11回 通常総会

一全議案が承認可決されました一



議長 山崎部会長

H23年度 女性部会役員名簿

部 会 長	石 井 沙 与 子
副 部 会 長	沼 田 和 子
副 部 会 長	名 和 玲 子
副 部 会 長	松 本 芳 枝
(会 計 幹 事	松 本 芳 枝)
幹 事	松 井 美 千 代
幹 事	遠 藤 き よ 子
幹 事	新 藤 芳 子
幹 事	吉 岡 有 加 子
幹 事	北 島 ア キ 子
幹 事	中 島 規 子
幹 事	木 下 和 子
幹 事	数 村 い づ み
幹 事	今 福 京 子
監 事	長 澤 紀 子
監 事	八 木 原 敏 子
退任 部 会 長	山 崎 登 美 子
退任 副 部 会 長	阿 部 千 恵 子
退任 幹 事	保 田 和 江

22年度事業報告

平成22年	内 容	会 場	講 師
4月27日	講演会 「白髪までおんな型経済が始まる」 懇親会	渋谷エクセルホテル東急	経済評論家 西村 晃氏
6月22日	社会貢献事業 一タオルなどの寄贈一	渋谷あやめの苑代々木	
7月6日	青年部会女性部会合同見学研修会	日本盲導犬総合センター、キリン横浜ピアビレッジ	
9月28日	青年部会女性部会合同ゴルフコンペ	サンヒルスカントリークラブ	
11月6日	しばやくみんの広場	代々木公園	
11月12日	米沢法人会女性部会との交流会 講演会 「私の人生観と企業理念」 交流会	明治神宮参拝 グリーングリル	(株)モスフードサービス 櫻田 厚氏
11月24日	青年部会・女性部会合同 税務講習会 「相続・贈与税について」	渋谷法人会館	渋谷税務署 法人課税総括担当副署長 五十里 秀一朗氏
12月2日	女性部会青年部会合同ボウリング大会		
平成23年		渋谷税務署	法人調査担当副署長 安原 正幸氏
1月27日	講演会 「文学者と税」 賀詞交歓会	東郷記念館	
2月26日	エンジェルスセミナー	美竹の苑・渋谷（多目的ホール）	
3月25日	講演会 「相続税・贈与税の概要」 「平成23年度税制改正（案）の概要」	渋谷法人会館	渋谷税務署 資産税課税第一部門 高橋 統括官 法人課税第一部門 佐々木 審理担当上席調査官

H22. 4. 27 渋谷エクセルホテル東急

講演会・懇親会

演 題 白髪までおんな型経済が始まる

講 師 西村 晃氏（経済評論家）

現在は縮小経済なので、皆で勝つことは有り得ない。「うちだけ勝とうね」と思って努力すれば良い。

景気が悪いのは世の中のせいと思ってはいけない、自社が悪いのは自分のせいと思ったら、そこから改善策が生まれて来るものです。国内で駄目なら海外へと発想の転換をはかると良いでしょう。

簡単な例をいうと、梅干しは需要はあるが、沢山ははけない、「お茶とのり」が人気なら「お茶と梅干し」はどうか等、発想の転換が重要になってきます。

最近では外を向いていない人が多い、イヤホン・マスク・携帯等自分からヘレンケラーになってどうする、世の中とかい離してどうする。それに加え、核家族化していたのが住宅問題等を抱え共働きが多くなり、同居乃至は近住居を希望する人が増えてきま

した。お金も労力も皆親頼みの一億総「ますおさん現象」になっている。消費者は飽きが来るので、新商品開発が大きなカギを握っているから、こまめに努力をすると良いでしょう、努力した人が良くなっています。状況に合ったニーズをつかまえる提案をした人が必ず勝つと思う。

経済評論家らしく、市場の動きを的確に掴むことを意識しなさいと締めくくられました。



西村 晃氏

プロフィール

早稲田大学卒業後、NHKアナウンサー・テレビ東京解説委員を経て、96年に独立。

東京都市大学講師や千葉商科大学教授を歴任、現在は経済評論家として執筆、講演などを行う。マーケティングの第一人者としての評価は高く、著作は80冊以上、講演は通算3000回を数える。全国から中堅企業経営者100社余りが集う「元氣塾」等の独自のをセミナーを7本主宰。著書として、シブヤを見れば21世紀の日本が見えてくるという「シブヤ系経済学」などのベストセラーがある。

H22. 6. 7

米沢法人会女性部会と姉妹会提携



6月7日、米沢市「東京第一ホテル米沢」で、米沢法人会女性部会と当女性部会で、姉妹提携のセレモニーを開催した。

最初は平成19年に渋谷区の恵比寿ビル記念館で交流会を開催し、翌年は米沢を訪問して地場産業の染や織物を見学後、「ローズガーデン」にて米沢の新鮮で美味しい食材に舌鼓をうちながら、「花笠音頭」と「東京音頭」を輪になって踊り交流会は盛会裏に終了しました。

これを機会に、距離的には遠いが、特徴が異なり協力出来ることが多いのではと、お互い交流して、友好を深めようと、米沢の総会の席をお借りして、米沢法人会の福崎部会長と当会山崎部会長が提携を宣誓し、それぞれの文書に調印し交換しました。

その後、内藤米沢法人会会長、柳田渋谷法人会会長から祝辞を頂き、姉妹会提携は無事終了しました。

続いての懇親会では、恒例の「花笠音頭」と「東京音頭」を輪になって踊り、さらに親交を深めました。

H22. 6. 22 社会貢献事業 渋谷区あやめの苑 タオルなどの寄贈



あやめの苑代々木山崎施設長 須藤法人会副会長
山崎女性部会長 他

回収状況表（平成 21 年 7 月～平成 22 年 6 月）

エブロン	タオル	ボロ布(枚)	合 計
2	28	353	383

皆様から寄贈して頂きましたお品を、年1回あやめの苑に届けております。

女性部会イベントの際に集めておりますので、ご出席の折にはご持参下さいませお願い致します。

山崎施設長様から「温かいご理解とご支援をお寄せ頂き、心より感謝申し上げます。」とお礼状を頂きました。

H22. 11. 6・7 渋谷区くみのの広場 税を考える週間行事

税務関係六団体の一員として渋谷区くみのの広場参加
税金クイズとバンジー 3,000 鉢を配る

税金クイズに挑戦！ 正解と思われる番号に○印をつけてください。

問題 1 ほくは、国税庁の e-Tax（イータックス）（国税電子申告・納税システム）のマスコットキャラクターです。ほくの名前がわかりますか？



(1) タクちゃん

(2) イータ君

(3) エルレンジャー

問題 2 本年度の国の歳入（予算）の総額はいくらだと思いますか？

(1) 約 37 兆円

(2) 約 44 兆円

(3) 約 92 兆円

問題 3 公立中学生一人当たりの 1 年間の教育費には、いくら税金が使われていると思いますか？

(1) 約 46 万円

(2) 約 87 万円

(3) 約 96 万円

問題 4 国民一人当たりの医療費のために、税金で負担している額がいくらだと思いますか？

(1) 約 17,000 円

(2) 約 41,000 円

(3) 約 98,000 円

問題 5 e-Tax を利用して申告した場合のメリットは次のうちどれでしょうか？

(1) 最高 5,000 円の税額控除ができる。 (2) 医療費控除を受ける際に、領収書の提出を省略できる。

(3) 還付申告は、スピーディーに還付される（概ね 3 週間）。



アンケートに答えてお花をもらう人々



イータくんから風船をもらっている子供

〈答え〉 問題 1 (2) イータ君 問題 2 (3) 約 92 兆円 問題 3 (3) 約 96 万円 問題 4 (3) 約 98,000 円 問題 5 全部正解

H22. 11. 12

米沢法人会女性部会との交流会

明治神宮参拝（伊藤忠太ー 米沢出身の建築家）

姉妹提携後初めての交流で、法人会親会のヒロセ無線様のお計らいで米沢の方達は、工場見学をさせて頂き、昼食後三時に明治神宮で合流して、社殿では、しょうりきに合せ減多にお目に掛かれない宮中の舞を拝見し内宮にまで案内して頂き、お清めもして頂きました。



㈱モスフードサービス

代表取締役 櫻田 厚氏「私の人生観と経営理念」

その後、モスフードサービス経営の「グリーングリル」で代表取締役 櫻田厚様の「私の人生観と経営理念」と題してご講演をして頂きました。

「欲望と志の違い」

欲望は、自分の至らなさを棚に上げ、器以上の物を欲しがること、それに対し志は、成果が上がった時は人様のお陰と謙虚になること。偉い人間になるな、立派な人間になればと父から教えられ、その通りと思い実践している。人生の成功とは、自然の原理原則に基いて生き、「全て自己責任」と自覚すると幸せになる。会社を大きくしたのは、皆様が大きくして下さったと思っている。心に残っているものが、「三つの幸せ」① してもらふ幸せ ② 出来るようになる幸せ ③ 人にして差上げられる幸せ

何事にも努力と感謝を忘れずに世の中の役に立つ事を考えて人生を歩むこと。と世界のモスバーガーの最高責任者は非常に謙虚に人生を送っておられるお話でした。



モスフードサービス
グリーングリル
代表取締役
櫻田 厚氏

H22. 11. 24

青年部会・女性部会合同 税務講習会

演 題 「事業承継と税制」 講 師 渋谷税務署 副署長 五十里 秀一朗氏

[1] 事業承継のポイント

- ① 「経営そのもの」の承継・・・後継者、組織、人材、関係者（取引先・金融機関）、環境整備
- ② 「経営権」の承継・・・後継者の経営権の確保（企業のありかたを最終的に決定する権限）

[2] 経営権の承継のポイント

- ① 経営権承継の方策・・・自社株の集中的承継、会社法の活用（株式譲渡制限等）
- ② 経営承継の留意事項・・・円滑性、迅速性、法的安定性、関係者（相続人等）への配慮

[3] 経営承継円滑化法の民法特例

① 利用要件

- ・ 3年以上継続して事業を行い非上場会社である中小企業
- ・ 先代経営者・・・過去又は現在において、会社の代表者
- ・ 後継者・・・先代経営者の推定相続人、会社の議決権（株式）の過半数を保有
- ・ 合意の必要要件・・・当事者（推定相続人全員）の合意、後継者が議決権の過半数を確保

次の場合に非後継者がとることが出来る措置の定めがあること

< 後継者が合意対象株式等を処分した場合 > < 先代経営者生存中に後継者が代表者でなくなった場合 >

[4] 非上場株式に係る贈与税の納税猶予の特例

- ① 経済産業大臣の確認・・・後継者への贈与の前に「経済産業大臣の確認」を受ける
- ② 後継者の要件・・・会社の代表者であること。20歳以上で、かつ役員等の就任から3年以上経過等
- ③ 先代経営者の要件・・・会社の代表者であったこと。贈与时までに会社の役員を退任すること等
- ④ 対象会社の要件・・・非上場会社で、中小企業基本法の中小企業であること等

[5] 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例

事業承継に非常に大切なお話をして頂きました。詳細に付きましては直接税務署にお問合せ下さいとのことです。続いて、法人課税調査担当安原副署長、法人課税第一部門小野寺統括官、佐々木審理担当上席調査官に加わって頂き、グループに分かれて税務行政について意見交換をしました。



五十里 秀一朗氏

H22. 12. 2 笹塚ボウル 女性部会青年部会 合同ボウリング大会

並木プロの応援で、久しぶりのボウリングに
結構盛り上がり、けが人もなく無事終了した。



H22. 1. 27 東郷記念館 新春特別講演会と新年賀詞交歓会

演 題 「文学者と税」 講 師 渋谷税務署 法人調査担当副署長 安原 正幸氏

私は電車の中で本を読むのが好きで、今日は太宰治と宮沢賢治を取上げ、「税」との関わりをお話しようと思います。

まず、本には「印税」というものがあります。「印税」といっても税金ではなく、出版社から著者に支払われるロイヤリティーの事です。部数の何%と決められている事と、昔、本の裏表紙に「検印紙」というものが張られており、それが収入印紙とよく似ていたことから、「印税」と呼ばれるようになったといわれております。印税は明治初期から始まったそうです。

次に太宰治と「税」に関するお話をいたします。太宰治の奥様が書かれた本によると昭和21年6月に五所川原の税務署にて所得の証明をしてもらっています。(5,000円)これは課税としてのものではなく、当時インフレ防止のために銀行で預金を引き出すために使われた証明書でした。賦課課税制度から申告納税制度へ変わったのは昭和22年の事でした。

最後に宮沢賢治と「税」についてお話をいたします。童話「税務署長の冒険」というお話がありますが、これは花巻税務署長が、組織でどぶろくを密造している村へ一人で調査に向かう話です。村人に見つかり捕まってしまうのですが、最後には警察がやってきて、村人を捕まえ、「酒税」をきちんと納めることを約束させるという結末です。宮沢賢治は美しい話が多いのですが、これは俗世をアクションを交えてかいてあり、意外で非常に楽しめました。官と民の戦いで、官が勝利しますが、これは宮沢賢治が正義を愛していたからだと思われます。昔農学校の先生でしたので、貴重な米を酒造りに使われるのも気に入らなかったのでしょう。と多趣味な安原副署長様のお話を頂きました。



安原正幸氏



ご講演拝聴

《エンジェルス・セミナー》



桑原区長

山崎会長の「介護者の心のケアと、情報交換の場として地域社会に貢献したい」との挨拶に始まり、桑原渋谷区長も駆けつけて頂き、ご挨拶を賜りました。

現在介護をしている増尾様と蒲田様に体験談をお聞きしました。

増尾様は、認知症が進み家族としての記憶が薄れる中で、娘として母のプライドを保ちながら最大限に介護をして行こうと決心するまでは、かなりの時間を要したが、決心してからは、外の刺激が大いに大切という事を学び、笑顔を見たくて戸外に沢山連れ出した。それと頬に触れたり、手を繋いだりしてスキンシップで気持ちを落ち着かせたりした。他に工夫したことは、育てて貰った恩を気持ちで表すのに「如何ですか・どうぞ召上ってください」等言葉を丁寧にしてみました。

洋服を着るのに「はい袖 OK です」「はい頭 OK です」と声掛けしたり、行動がリズムカルになる様に「すたすた」とか「するする」と一緒に声を出すようにしました。

一番大変なのは排泄で、最初は時間を見計らいながら表にしてみたら、排泄パターンが分かるようになりお互いにトイレ仕事が軽減されました。

そして、ショートステイの時は、ゆっくり睡眠を取ったり、小旅行をしたり、美食も有りです。兎に角自分一人で立向かうより、周りの人に助けて頂く方がよいと思います。と力強くお話しされました。



増尾 眞子氏

蒲田様は、娘の名前も解らないし、何より会話が出来ないアルツハイマーの父を一時受入れることが出来なかった。しかし、父は痴呆老人ホームの順番待の間に肺炎になり逝ってしまいました。

母は、父の3回忌の前に転んで要介護5になり、夜間10分おきにトイレに起こされ、睡眠不足で小さな事でもお互いパニックになる状態でした。この状況を脱するのに、仕事で気分転換をし、デイサービスに行っている日は、この時とばかり思いっきり弾けて遊びまくり、兎に角良い状態で介護するには母に関わる時間を少なくすること、近



鎌田 啓子氏



山崎部会長



会場風景

所の人、妹、ヘルパー、家政婦と可能な限り皆様にお世話になり、お陰様で母から逃げずに介護をすることが出来ました。ある時ベットから落ちていたので、「何かくれんぼしてるの」と一緒に遊んで楽しむようにしました。とベテランらしく明るく語って下さいました。

続いて医学博士・精神科医の芦刈伊世子先生の「老年期の認知症の理解」というテーマで講演をして頂きました。

家族は「認知症」と病気を告知されると、治らない病気として不安がつのります。病気は早期発見、早期治療が肝心なので、物忘れが多いと思った時や、歩行がおかしい時には神経内科・物忘れ外来等で一度受診して経過観察をしておくが良い。

物忘れには、病的なもの（神経細胞の死滅によるもの）さっきのことを忘れる、新しいことが覚えられない等のものと、生理的なもの（人物・物の名前）があり、予防が難しいと言われています。しかし、最近認知症を遅らせる薬が開発されたので、当院も扱っておりますし、近くの医療機関でも良いので相談してみてください。

介護を通して得られるものも沢山あるので、今の事態を受入れてお互い楽しい日々を送れるよう工夫が必要です。

それと、介護はお互い距離を持ち、一人で孤立せず、皆に助けて頂き、「お陰様の能力」を持って乗り切って頂きたい。介護をやり過ぎないことが、相手にとっても大変重要ですよと講演をして頂きました。

講演後は、海外でも活躍中の津軽三味線演奏家「黒澤博幸」氏の力強い演奏で身も心もサッパリして終了しました。



芦刈伊世子先生

芦刈伊世子先生 プロフィール

医学博士、精神科専門医、精神保健指定医、日本老年精神神経学会専門医

認知症サポーター医、食養アドバイザー

杉並区・中野区・新宿区の保健福祉センター、杉並区の福祉公社などで認知症相談を行っていたが、平成14年9月に中野区にて、あしかりクリニックを開設。地域連携した高齢者精神医療、福祉の相談、診断、治療を行っている。

現在、渋谷区あやめの苑・代々木地域包括支援センターで認知症相談医、中野区の特養、中野区の介護施設で顧問医、世田谷ボランティア協会（高次脳機能障害「ふらっと」）の相談医、上智大学保健センター精神科担当医。

黒澤博幸さん プロフィール

1972年岩手県盛岡市生まれ。7歳から三味線を始める。

2002年、03年、04年と3年連続で、「津軽三味線全日本金木大会」で最高賞の「任太坊賞」を受賞。

2010年10月パリ公演を成功し、演奏家として世界に誇れるトップレベルの音楽活動を続けている。



黒澤博幸さん（津軽三味線）

税務講習会

演 題 「相続税及び贈与税の概要」

講 師 渋谷税務署 資産課税第一部門 統括官 高橋 良尚氏



高橋統括官

I 相続税関連の主な税制改正の状況

(1) 平成 23 年度の税制改正 (案)

- ①基礎控除の引下 定額控除 5,000 万円 ⇒ 3,000 万円
法定相続人比例控除 1,000 万円 ⇒ 600 万円
- ②死亡保険金の非課税制度の見直し 500 万円 × 法定相続人（未成年者、障害者、相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限る）
- ③税率構造の見直し 6 段階 ⇒ 8 段階 最高税率 50% ⇒ 55%
- ④未成年者控除・障害者控除の見直し 1 年につき 6 万円 ⇒ 10 万円（未成年・障害者共通）
特別障害者 12 万円 ⇒ 20 万円
- ⑤暦年課税分贈与税の税率構造の見直し等 20 歳以上の者が直系尊属から受贈の場合の税率創設
6 段階 ⇒ 8 段階、最高税率 50% ⇒ 55%
- ⑥相続時精算課税制度の適用要件の見直し 受贈者の範囲に 20 歳以上の孫を追加
贈与者の年齢要件 65 歳以上 ⇒ 60 歳以上
※改正 (案) の①～④は 23.4.1 以後の相続等、⑤・⑥は 23.1.1 以後の贈与に適用

II 贈与税

1. 贈与税の種類

その年（1 月から 12 月）に財産の贈与（法人からの贈与を除く）を受けた個人は、次に掲げるケースに応じて贈与税を申告しなければならない。

- (1) 暦年課税（配偶者控除を含む）を適用
1 年間に基礎控除額（110 万円）を超える財産の贈与を受けた場合
- (2) 相続時精算課税を適用
- (3) 住宅取得等資金の非課税制度（平成 23 年 12 月 31 日までに贈与を受けた場合の特例）を適用

《主な適用要件》

- ① 直系尊属からの住宅取得等（一定の増改築を含む）資金の受贈
- ② 受贈者は 23 年 1 月 1 日において 20 歳以上で合計所得が 2,000 万円以下の者
- ③ 平成 24 年 3 月 15 日までに贈与を受けた金銭の全部をもって住宅取得等に充てること（中古住宅の場合は、一定の要件あり）
- ④ 取得した住宅は、日本国内にあり、床面積が 50 m²以上であること

2. 配偶者からの贈与の特例（配偶者控除）

婚姻期間 20 年以上の夫婦の間で居住用不動産等（取得資金を含む）の贈与があった場合、最高 2,000 万円まで贈与税が非課税となる特例。

《主な適用要件》

- ① 過去に同一の配偶者からの贈与について、この特例を受けたことがないこと
- ② 受贈財産は、居住用不動産（土地等・建物）又は金銭であること
- ③ 国内にある不動産の受贈又は受贈した金銭を翌年の 3 月 15 日までに国内の居住用不動産の取得に充て、かつ、取得した不動産に翌年の 3 月 15 日までに居住すること

《主な特例適用事例》

- ① 受贈は、居住用家屋の敷地のみでも可
- ② 店舗併用住宅等の贈与を受けた場合、居住用部分を優先的に受贈したものとして取り扱う

東北地方太平洋沖地震に係る義援金等について

1. 法人が義援金等を寄附した場合には、その義援金等が「国又は地方公共団体に対する寄附金」（国等に対する寄附金）及び、「指定寄附金」に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入されます
①国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
②日本赤十字社「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に提出されるもの
③社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための基金」として直接寄附した義援金等
④社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」として直接寄附した義援金等
⑤募金団体を経由する国等に対する寄附金
2. 個人の方が義援金等を寄附した場合には、その義援金等が「特定寄附金」に該当するものであれば寄附金控除の対象となります。特定寄附金を支出した場合、次の算式で計算した金額が、所得の金額から控除されることになります。
その年に支出した特定寄附金の額の合計額 - 2 千円 = 寄附金控除額

演 題 「平成23年度税制改正(案)の概要」

講 師 渋谷税務署 法人課税第一部門 審理担当上席調査官 佐々木 貞夫氏



佐々木上席調査官

1. 納税環境整備

■ 税務調査手続の見直し (案)

- 1 調査手続の透明性と納税者の予見可能性を高める観点から、税務調査に先立ち、課税庁が原則として事前通知を行うことを法律上明確化します。(ただし、例外はあります)
- 2 また、課税庁の納税者に対する説明責任を強化する観点から、調査終了時の手続を法律上明確化します。
- 3 現行実務を踏まえ、納税者から提出された物件の預かり・返還等の手続を法令上明確化するほか、事前通知の内容に調査対象物件が明示されることと併せ、課税庁が「質問」「検査」に加え、帳簿書類その他の物件の「提示」「提出」を求めることができることを法律上明確化します。

※平成24年1月1日以後に新たに納税者に対して開始する調査及び当該調査に係る反面調査について適用します。

■ 更正の請求の見直し (案)

- ①実務慣行として行われてきた「嘆願」を解消する観点から、納税者が申告税額の減額等を求めることができる「更正の請求」の期間(現行:1年)を5年に延長します。
- ②併せて、課税の公平の観点をも踏まえ、課税庁による増額更正の期間(現行:原則3年)を5年に延長し、課税庁による税額の増額・減額の期間を5年で一致させます。

■ 処分の理由附記 (案)

処分の適正化と納税者の予見可能性の確保の観点から、全ての処分について理由附記を実施します。(平成24年1月から実施)。ただし、現在記帳・帳簿等保存義務が課されていない個人の白色申告者に対する理由附記については、記帳・帳簿等保存義務の拡大と併せて実施します。(平成25年1月から実施)

2. 個人所得課税

■ 給与所得控除の見直し (案)

- 1 給与収入が1500万円を超える場合の給与所得控除に上限(245万円)を設定します。
- 2 法人役員等については、以下の見直しを行います。
 - ・給与収入4000万円超は、2分の1の額(125万円)を上限とします。給与収入2,000万円を超え4,000万円までの間は、控除額の上限を4分の3とする部分を含め調整的に徐々に控除額を減給します。※所得税は平成24年分から、住民税は平成25年分から適用します。

■ 退職所得課税の見直し (案)

勤続年数5年以内の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止します。

※所得税は平成24年分から、住民税は平成24年1月1日以後に支払われるべき退職金から適用します。

3. 法人課税

■ 法人税率の引き下げ (案)

国税と地方税を合わせた法人実効税率を5%引き下げます〔40.69%⇒35.64%〕。

このため、法人税率を30%から25.5%へ4.5%引き下げます。

■ 減価償却資産の償却率の見直し (案)

定率法の償却率について、定額法の償却率(1/耐用年数)を2.0倍(現行:2.5倍)した数とします。

■ 欠損金の繰越控除制度の見直し (案)

欠損金の控除限度額を所得金額の8割とし、繰越期間を9年(現行:7年)に延長します。

※欠損金発生年度の帳簿書類の保存を要件とします。

■ 貸倒引当金制度の見直し (案)

貸倒引当金制度の適用法人を銀行・保険会社等及び中小法人等に限定します。

■ 雇用促進税制の創設 (案)

以下の要件を満たす青色申告法人に対して、当期中に増加した雇用保険の一般被保険者1人当たり20万円の税額控除ができる制度を創設します(当期の控除前法人税額の10%〔中小企業等にあつては20%〕を限度とします)。

- ① 前事業年度及び当該事業年度中に、事業主都合による離職者がいないこと。
- ② 当該事業年度末の従業員のうち雇用保険の一般被保険者の数が、前事業年度末に比して5人以上(中小企業者等については2人以上)及び10%以上増加していること。
- ③ 当該事業年度における「支払給与額」が、前事業年度より、以下の算定額以上増加していること。
〔算式〕 給与増加額 ≥ 前事業年度の給与額 × 雇用者の増加率 × 30%

4. 消費課税

■ 消費税の免税事業者の要件の見直し (案)

消費税の課税売上高が上半期で1,000万円を超える場合には、その翌期から課税事業者となるよう免税事業者の要件を見直します。ただし、課税売上高に代えて支払給与の額で判定することもできることとします。

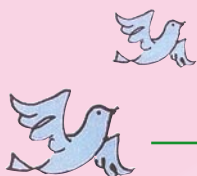
■ 消費税の仕入税額控除におけるいわゆる「95%ルール」の見直し (案)

課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の全額を仕入税額控除できる制度については、1年間の課税売上高が5億円以下の事業者限定することとします。

平成22年度 渋谷税務署長納税表彰式

■ 渋谷税務署長表彰受彰者 沼田和子氏

■ 渋谷税務署長感謝状受彰者 阿部千恵子氏



渋谷法人会女性部会《エンジェルス》セミナー

(社)渋谷法人会女性部会では、社会貢献活動の一環として高齢化社会に伴い《エンジェルス》と銘打ち、介護をしている方々へのケアそして情報交換を目的とした活動に取り組むことと致しました。

《エンジェルス》 ～介護の情報発信は渋谷から～

高齢化社会に入り介護は他人事ではなく、当事者のみならず私たち自身にも切実なる問題となってまいりました。

介護に実際に携わっている多くの方は、精神的にも身体的にも大きな負担を強いられているのが現実です。しかし介護をしている方の心身のケアは充分とは言えません。そこで私たちは、次の理念をもって活動してまいります。

1. 介護している方の情報交換の場作りをしてまいります。
専門家のお話を聞いて頂いたり介護者同士の情報交換をし、行政サービスの情報もわかりやすく提供いたします。
2. 介護している方が、日々元気な気持ちを取り戻せるような、きっかけづくりのイベントを提供いたします。

好評につき、第2弾も予定しております。



エンジェルスのエンはご縁の **エン** ジェルス



平成 23 年 6 月発行 (年 1 回) 第 12 号

発行人 / 部会長 石井 沙与子

発行所 / 渋谷区神泉町 9-10 社団法人 渋谷法人会 女性部会 TEL 03-3461-0758 FAX 03-3461-0180

森林資源保護とやさしい環境を守るため「女性部会のしおり」は再生紙を使用しています。